

／ 重度障害のある方の就労を後押し ／

就労中・通勤時の支援を実施します

市では、重度障害のある方の「働きたい」という気持ちに配慮するため、「重度障害者等就労支援特別事業」を実施中。業務上必要な介助に加え、就労中における業務外のトイレ・食事や通勤なども支援します。

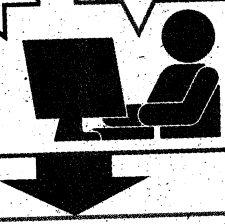
●市による支援が始まる前

重度訪問介護等の障害福祉サービスへの支援範囲は日常生活に限定され、就労中や通勤などは、支援の範囲外。

× 支援なし

就労中における
業務外の介助

- トイレや食事
- 痰の吸引 など



○ 雇用先などが支援

業務上必要な介助

- 文書の代読
- 機器の作業 など

業務上の行為に
限定

重度障害のある方が就労する場合、業務上必要な介助は雇用先などが支援。しかし、業務外にあたる介助には支援がなく、「仕事ができない」と就労を諦める方もいました。

●市が支援を開始

支援範囲外の部分について、市がサービスを提供する事業者に対し、介助費用の一部を支給。重度障害のある方が、就労中や通勤に必要な介助などの支援を受けることができるようになりました。

／ 具体的には ／

① 就労中における 業務外の支援

トイレや食事の介助など、就労中に発生する必要不可欠な介助も支援の対象に。

② 通勤の支援

企業勤務者の場合、各年度3カ月までは他の支援機関が助成金を支給。その後4カ月目以降は、市が助成（自営業者の場合は1カ月目から）。



対象者

- 次の要件を全て満たす方
- 重度訪問介護などの支給決定を受けている
- 企業に勤務している、または自営業
- 1週間の所定労働時間が10時間以上
- 市内在住（就労場所は市外でも可）

※申請は随時受け付け。詳細はホームページで紹介しています。

京都市 重度障害者等就労支援

これまで就労を諦めていた方も、ぜひご相談ください。相談をお待ちしています。



障害保健福祉推進室 ☎ 222・4161 FAX 251・2940